

○ 試験欠席者の成績評価について

(平成 20 年)

試験を欠席した者【沖縄県立看護大学履修規程（以下「履修規程」という。）第 8 条に規定する試験欠席を除く。以下「欠席者」という。】については、次に取り扱うこととする。

- 1 履修規程第 4 条の規定により履修登録後の申請内容の変更は認めていないことから、欠席者についても成績評価を行う。この場合においては、欠席者の当該試験の得点は 0 点とする。
- 2 成績評価については、履修規程第 7 条に規定するとおり試験の結果及び受講状況等をもとに総合的に評価する。
- 3 この取扱いは、履修登録後、沖縄県立看護大学学則第 35 条及び、第 25 条から第 26 条、第 38 条から第 39 条の規定により休学、転学、留学又は退学した者若しくは除籍となった者については適用しない。